

## 9 | 年金(3)

### — 老齢年金, 給付水準 —

《本章の学習目標&ポイント》 本章では、各種の年金の中でも中心的な存在であり他の年金の算定の基本ともなる老齢年金について、受給要件や算定式を学ぶ。国民年金と厚生年金ではルールが大きく異なっているので、注意しよう。また、老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ支給、厚生年金の在職老齢年金と支給開始年齢の引上げについても学ぶ。さらに、年金水準の決定ルールとその変遷についてもしっかりと理解しよう。

《キーワード》 受給資格期間, 保険料免除期間, 老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ支給, 支給開始年齢の引上げ, 在職老齢年金, 年金分割, 物価(賃金)スライド

---

## 1. 年金制度と年金の種類との関係

年金給付の学習に入るに当たり、最初に年金制度と年金の種類の関係について整理しておく。

公的年金制度には国民年金と厚生年金があり、それぞれに高齢、障害、死亡を事由とする老齢年金、障害年金と遺族年金という3種類の年金がある。これらの制度と給付される年金の種類との対応関係は、表9-1のようになる。国民年金制度から給付される年金の種類は基礎年金と呼ばれるので、制度の名称と年金の種類を混同しないように気をつけよう。

なお、公務員等の共済組合に加入していた人のうち、2015年9月までに受給権が発生していた人の報酬比例の2階部分については、従来どお

表 9-1 年金制度と年金の種類の対応関係

年金の種類 \ 年金制度	国民年金	厚生年金
老齢年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金
障害年金	障害基礎年金	障害厚生年金
遺族年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金

り共済年金が支給され続けることとされており、共済年金にもこれに対応する3種類の年金があるが、公務員等であっても同年10月以降に新規に発生する年金は厚生年金に切り替わるので、ここでは共済年金については省く。

## 2. 国民年金の老齢基礎年金

### (1) 年金算定式

国民年金は、20歳から60歳までの40年間(480ヶ月)、第1号から第3号までのいずれかの種類の被保険者としてそれぞれのルールに従った保険料納付を行う義務がある(第3号被保険者は納付を要しない)。そうすれば、65歳から満額の老齢基礎年金を終身、つまり死亡するまで受給できる。

満額の老齢基礎年金の額は、前年の賃金・物価水準の変動に応じて毎年4月から改定されるが、2015年度は780,100円/年(月額65,008円)とされている。

第2号被保険者は勤め先で給与から厚生年金の保険料が天引きされているし、第3号被保険者は保険料納付を要しないが、第1号被保険者の場合は、自分で定額の保険料を納めないといけないため、未納が生じやすい。保険料未納期間は、その分だけ年金額が減額される。例えば、40

年間のうち10年間未納期間があると、受け取れる年金額は、満額年金の30/40、つまり75%に減額される。それでは未納期間が20年になると半分になるのだろうか。残念ながら、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年（注）以上ないと受給資格期間を満たさないで、15年を超える未納期間があると、年金は1円も出ない。

（注）消費税率の8%から10%への引上げ時期に合わせて、受給資格期間が25年から10年に短縮されることになっているので、その施行日以降は10年以上あれば保険料を納付した期間に応じて減額した老齢基礎年金を受給できるようになる。

## （2）保険料免除期間の扱い

第1号被保険者の保険料免除期間については、受給資格期間を計算するときは納付した期間と同じ扱いがされるが、拠出制の年金制度の下では、保険料を免除された割合に応じて年金額が減額される。ただし、未納期間と異なり、基礎年金の国庫負担相当分（1/2）と一部免除の場合の納付した保険料の割合に応じた年金額はきちんと保障される。

保険料免除期間も含めた老齢基礎年金の年金額の算定式は次のとおりである。

$$\text{満額年金額} \times (\text{保険料納付済期間の月数} + \text{保険料} 1/4 \text{ 免除期間の月数} \\ \times 7/8 + \text{保険料半額免除期間の月数} \times 3/4 + \text{保険料} 3/4 \text{ 免除期間の} \\ \text{月数} \times 5/8 + \text{保険料全額免除期間の月数} \times 1/2) / 480$$

ちょっと複雑そうだが、要は、期間は月単位で計算されるため、分母の480ヶ月（=40年）に対して、全期間保険料を納付していれば $480/480 = 1$ 、つまり満額の年金が支給される。しかし、例えば5年間未

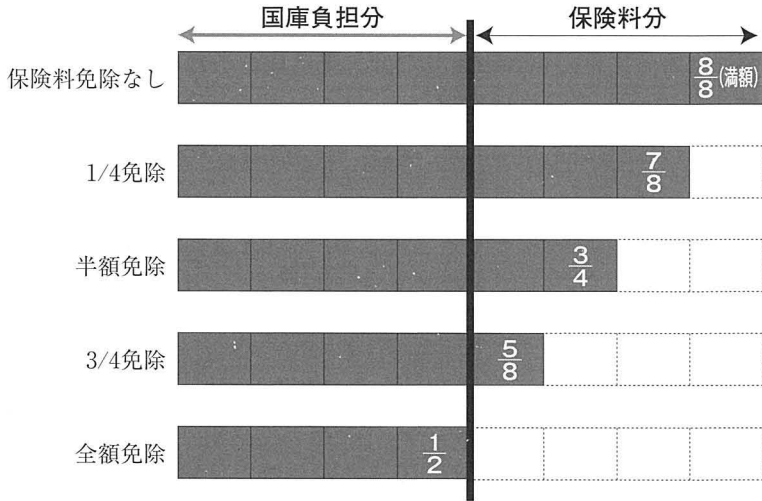


図 9-1 保険料免除期間と年金額

納があると、満額の年金の  $420/480 = 87.5\%$  に減額される。

また、保険料納付した人も満額の年金の  $1/2$  は国庫負担、つまり税金で負担されているのだから、負担できないために免除を受けた期間については、この国庫負担相当部分と納めた保険料に相当する部分は年金額に反映されるという考え方だ。前頁の算定式にある免除期間についての係数は、図 9-1 のような計算式で算出される。

なお、すでに保険料のところの説明でもふれたが、学生や若者等の納付特例については、遡って追納する義務はないが、追納しなかった場合には老齢基礎年金の計算上は未納期間と同じように扱われ、その期間分は国庫負担部分も含めて年金額が減額される。

### (3) 老齢基礎年金の繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は 65 歳だが、人によればどうしてもそこ

まで待てないのでもっと早く受け取りたいという人もいる。そこで、60歳になれば希望する時点から繰り上げて受け取ることもできる。ただし、早く受け始めるだけ金額は減額され、65歳になってもその額は戻らない。65歳の人の平均余命を生きた場合にちょうど損得がないように減額率が設定されている。

具体的には1ヶ月繰り上げるごとに0.5%ほど減額される。したがって、もっとも早い60歳から受給した場合には $60\text{ヶ月} \times 0.5\% = 30\%$ ほど減額されるため、受け取る年金額は本来の額の70%にまで減ってしまう。しかも、平均よりも長生きした場合には、生涯に受け取る年金額は65歳から満額受け取った場合よりも少なくなる。さらに65歳の人の平均余命は年々長くなる傾向にあるため、できるだけ繰上げ支給は避けるほうがいいだろう。それは年金が長生きのリスクに備える保険だという点からもいえる。

逆に、70歳までの希望する時点まで繰り下げて受給することもできる。これは1ヶ月繰り下げるごとに0.7%増額されるので、例えば70歳まで繰り下げると、 $60\text{ヶ月} \times 0.7\% = 42\%$ ほど増額され、満額年金の1.42倍になる。65歳過ぎてもまだ働いて収入が得られる人や一定の貯蓄や資産がある人などは、年金額を増やすための選択肢として検討に値するだろう。ただし、いうまでもなくそれまでに死亡した場合には年金は受け取れないので、損得は誰にも分からない。

### 3. 老齢厚生年金

#### (1) 年金算定式

老齢厚生年金は、民間の適用事業所に勤務し、あるいは公務員等で共済組合の組合員として厚生年金の被保険者期間があって、老齢基礎年金と同じように国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて

25年(注)以上ある人が65歳に達したときに支給される。ただし、厚生年金の被保険者期間は1ヶ月以上あればいいので、例えば若いときに2年間だけ会社勤めをしていてあとは結婚して第3号被保険者だった人でも2年分の老齢厚生年金が受けられる。

(注) 国民年金の老齢基礎年金と同様に、消費税率の8%から10%への引上げ時期に合わせて、支給資格期間が25年から10年に短縮されることになっているので、その施行日以降は10年以上あれば保険料を納付した期間に応じて老齢厚生年金を受給できるようになる。

老齢厚生年金は、その保険料が報酬比例、つまり給与が2倍の人は保険料も2倍負担していることを考慮し、その負担への貢献を年金額にも反映すると同時に、現役時代の生活水準をある程度老後の年金生活にも生かす趣旨から、年金額も報酬比例になっている。

具体的には、65歳になって新規に受給権の裁定を受ける際に、まず、過去の賃金水準を現在の名目手取り賃金の水準に置き直す再評価を行い、その金額をもとに1人ひとりの厚生年金の被保険者期間中の標準報酬月額を算出する。これをその人の平均標準報酬月額といい、これに一定の係数を乗じ、さらに加入していた被保険者期間の月数を乗じて算出する。

2003年4月から厚生年金についても健康保険と同様に総報酬制が導入され、毎月の給与だけでなく、賞与からも同じ料率で保険料が徴収されることになったため、これ以降の被保険者期間については、賞与も含めた年間の収入額を12ヶ月で除して月の平均標準報酬額を算出し、これを用いて計算し、両者を合計したものがその人の老齢厚生年金になる。

計算式は、導入前後の期間に応じて次のように変更されている。

〈2003年3月までの被保険者期間〉

$$\text{老齢厚生年金額} = \text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000 \times \text{被保険者月数}$$

〈2003年4月からの被保険者期間〉

$$\text{老齢厚生年金額} = \text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{被保険者月数}$$

総報酬制のもとでの被保険者期間について乗率が低くなっているのは、制度導入時に賞与が対象に加わって保険料賦課対象が拡大した分、被保険者が負担する保険料総額が増加しないように、保険料率を引き下げて調整したため、年金額計算の際にもこれに対応する小さい乗率が用いられている。毎月の給与をもとにした「平均標準報酬月額」と賞与も含めて月額に直した「平均標準報酬額」は名称が紛らわしいので混同しないように注意しよう。

なお、老齢厚生年金（被保険者期間が240ヶ月以上の場合に限る）の受給権者にこれにより生計を維持している65歳未満の配偶者などがある場合には、加給年金額（配偶者の場合は224,500円）が加算される。

## （2）支給開始年齢の引上げ

老齢年金については、何歳から受給を開始できるかという支給開始年齢がとても重要だ。このことは勤め人の定年など高齢者雇用の問題とも深く結びつくし、他方で終身年金では受給する期間に直接関係するので、財政的にも大きな影響を及ぼす。

もともとの厚生年金の老齢年金の支給開始年齢は55歳だったが、1954年に（新）厚生年金保険法が制定された際に、長い経過措置を設けつつ、段階的に60歳支給に引き上げられた。

他方で、1961年から実施された（旧）国民年金は、農業・自営業など勤め人以外を対象としていたため、もともと定年という概念がなかった

ことや、その就業の実態などを考慮して、当初から65歳支給とされた。

そこで、1986年に基礎年金が導入された際に、厚生年金の老齢年金についても形式的には65歳支給に統一されたが、60歳から特別支給の老齢厚生年金が支給されることとなり、実質的には従来どおり60歳支給に据え置かれた。

このため、その後の高齢者の平均余命の伸びに対応して、厚生年金の支給開始年齢の引上げが大きな課題となり、何度か65歳への引上げに向けた法律改正が提案されたが、そのつど、高齢者雇用の環境が整っていないなどとして労使の強い反対で実現は見送られた。

その間にも日本の高齢化はどんどん進行し、年金財政も厳しさを増す中で、最初に提案されてから20年経って、ようやく1994年の改正により、特別支給の老齢厚生年金のうち定額部分について2001年度から2013年度までかけて3年間に1歳ずつ段階的に65歳への引上げが実施されることになった。女性の場合は、もともと55歳支給から60歳支給への引上げが完成するのが2000年だったため、男性よりも5年遅れで同じく65歳に引き上げることとされた。

そして、第2段階の引上げが2000年の改正により実施されることとなり、特別支給の老齢厚生年金のうちの残った報酬比例部分について2013年度から2025年度までかけて段階的に65歳に引き上げられることとなった。ここでも女性は5年遅れて追いかける。

このように老齢年金の支給開始年齢の問題は、働くすべての人にとってその人生設計に重大な影響を及ぼし、定年制など的高齢者雇用の制度や就労実態とも密接に関わるため、変更は慎重に長い経過期間を設けたうえで行われ、現在もなお移行途上にある。その具体的な移行措置については、次頁の図9-2で確かめてほしい。



(1) 1994年改正

60歳	65歳	対象者
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1941.4.1以前生まれ 女子…1946.4.1以前生まれ
定額部分	老齢基礎年金	
61歳		
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1941.4.2～43.4.1生まれ 女子…1946.4.2～48.4.1生まれ
定額部分	老齢基礎年金	
62歳		
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1943.4.2～45.4.1生まれ 女子…1948.4.2～50.4.1生まれ
定額部分	老齢基礎年金	
63歳		
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1945.4.2～47.4.1生まれ 女子…1950.4.2～52.4.1生まれ
定額部分	老齢基礎年金	
64歳		
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1947.4.2～49.4.1生まれ 女子…1952.4.2～54.4.1生まれ
定額部分	老齢基礎年金	
65歳		
報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1949.4.2～53.4.1生まれ 女子…1954.4.2～58.4.1生まれ
定額部分	老齢基礎年金	

(2) 2000年改正

60歳	61歳	65歳	
年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1953.4.2～55.4.1生まれ 女子…1958.4.2～60.4.1生まれ
		老齢基礎年金	
62歳			
年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1955.4.2～57.4.1生まれ 女子…1960.4.2～62.4.1生まれ
		老齢基礎年金	
63歳			
年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1957.4.2～59.4.1生まれ 女子…1962.4.2～64.4.1生まれ
		老齢基礎年金	
64歳			
年金なし	報酬比例部分	老齢厚生年金	男子…1959.4.2～61.4.1生まれ 女子…1964.4.2～66.4.1生まれ
		老齢基礎年金	
65歳			
年金なし		老齢厚生年金	男子…1961.4.2以降生まれ 女子…1966.4.2以降生まれ
		老齢基礎年金	

図9-2 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

### (3) 在職老齢年金

#### 1) 基本的な考え方としくみ

老齢年金は、本来は高齢になって仕事ができなくなり、収入がなくなったときの所得保障を目的にした年金保険だ。したがって、基準になるのは年齢だが、年齢だけで決めるやり方と、これに退職という要件を加味する考え方とがある。

(旧) 国民年金の老齢年金は、農業、自営業など、人に雇われて働く勤め人以外の人を対象としており、明確な定年とか退職という概念も実態もなかったので、支給開始は65歳という年齢だけで決めており、これを引き継いだ老齢基礎年金も退職要件はない。

一方で、公務員等を対象とした共済年金は、もともとの恩給時代から公務退職後の所得保障を目的としていたので、年齢に加えて退職することを要件としていて、退職年金といていた。

これに対して民間の勤め人を対象とした厚生年金は、もともとは定年退職を念頭に置いた所得保障のしくみなので、年齢に加えて退職を原則としつつ、例外的に在職中は、その給与に応じて一律に2割から8割が支給停止（逆にいうと8割から2割支給）とされていた。そして給与が低いほど支給停止率が低く設定されていたため、がんばって働いても年金と給与を合わせた収入はあまり変わらない結果となっていた。これでは、高齢者の働く意欲が削がれるし、在職老齢年金の受給者の低い給与を生む原因として批判されていた。

#### 2) 60歳以上65歳未満の在職老齢年金

厚生年金の支給開始年齢の引上げに着手した1994年の法律改正の際に、60歳台前半は部分年金と部分就労、つまり一定程度の年金を受給しながらできるだけ高齢者も働ける社会を作るべくしくみが大きく改善

された。その結果、60歳以上65歳未満の在職老齢年金のしくみは、現在では次のようになっている。

- ・ 給与（ボーナス込み月収）と老齢厚生年金を合わせて28万円までは調整せずに年金全額を支給する。
- ・ これを超えると給与が2増えるごとに年金を1停止する。
- ・ 給与が現役男子被保険者の平均給与に相当する47万円を超えると給与の増加分だけ年金額はカットされる。

### 3) 65歳以降の在職老齢年金

老齢厚生年金は、本来の支給開始年齢である65歳になると在職していても満額が支給されていたが、2000年の改正で厚生年金の被保険者の年齢の上限が65歳から70歳まで引き上げられた際に、60歳台後半についても、前半よりも制限は緩やかだが同じような在職老齢年金のしくみが導入された。

加えて、2004年の改正で、70歳以上については、もはや被保険者ではなく保険料も納める必要はないが、働き続けている場合には同じしくみが適用されることになった。このように、在職老齢年金は、高齢期の年金による所得保障と、高齢期の雇用促進との調和をはかるための重要な制度となっている。

65歳以上の在職老齢年金のしくみは65歳未満よりも制限が緩やかで、具体的には次のとおりである。

- ・ 給与と老齢厚生年金を合わせて47万円までは支給停止せず年金全額を支給する。
- ・ これを超えると給与が2増えるごとに年金を1支給停止する。

#### (4) 老齡厚生年金の年金分割

##### 1) 年金分割の2つの系譜

近年、離婚の増加に伴い、年金分割への関心が高まっているが、もともこれには日本でも、あるいは既に早くからこの制度を導入したドイツでも、大きく分けて2つの系譜がある。

1つは、世帯単位の厚生年金の個人単位化というねらいである。実は、基礎年金の導入は、すべての国民に老後や障害時に等しく基礎的な所得保障を行うという名目で実施され、年金分割という言葉こそ用いられなかったが、厚生年金にとってみると、その定額部分の夫婦間での分割、個人化という実質を持っていたといえることができる。

そしてもう1つが、離婚時の年金分割で、これは婚姻を通じて形成された夫婦の財産について、離婚により共同体が解消される時に婚姻期間中に双方の協力によって形成された財産の清算を行うという性格を有し、いわば民法で定める離婚時の財産分与の公的年金版といえることができる。

##### 2) 老齡厚生年金の年金分割

2004年の改正により、報酬比例の老齡厚生年金について、2種類の年金分割が制度化された。1つは合意分割と呼ばれるもので、これは婚姻期間中に一方(多くの場合、夫)の名義で獲得された年金受給権ないし期待権を離婚時に清算するしくみである。

もう1つがいわゆる3号分割と呼ばれるもので、被扶養配偶者(多くの場合、妻)の第3号被保険者期間に対応する第2号被保険者の標準報酬を2分割するものである。この3号分割に関する規定は、立法過程で、夫婦の絆を弱めるおそれがあるなどとの批判を受けて、適用される場合を離婚時などに限定してしまったため、合意分割との区別がつきにくく

表 9-2 老齢厚生年金の2種類の年金分割の比較表

項目	合意分割	3号分割
施行	2007年4月	2008年4月
基本的性格	離婚時の夫婦共通財産の清算 (民法上の財産分与の特別分野)	第3号被保険者問題への対応 (年金の個人単位化)
対象となる離婚の時期	2007年4月以降の離婚	2008年4月以降の離婚
分割対象となる被保険者期間	2007年4月前の婚姻期間中の被保険者期間も対象	2008年4月以降の被保険者期間のみが対象
要件	離婚(協議上および裁判上)	離婚, 失踪など 第3号被保険者に限る
手続きと分割割合	合計の2分の1までで当事者の合意による。合意がまとまらない場合は裁判による	第3号被保険者の請求のみで可 分割割合は必ず2分の1
期限	分割の請求は, 原則として離婚から2年以内	同 左

なったが、本質的には基礎年金と同様に年金の個人単位化という性格を有する。

厚生年金に関するこの2種類の年金分割の性格、具体的な要件などは表9-2のとおりである。

年金分割は、合意分割と3号分割のいずれの場合も、分割時の具体的な金額によって分割するのではなく、婚姻期間中の分割対象となる被保険者期間中における標準報酬月額ないし標準賞与額を所定の改定割合で記録を改定することにより実施する。具体的には、合意分割の場合は両者の標準報酬総額を合算したものの2分の1を上限として当事者間で協議し合意した割合により、協議が整わない場合には家庭裁判所の審判の

結果による。3号分割の場合には第3号被保険者からの請求により自動的に2分の1とされ、多い方から少ない方に移転する形で行われる。

## 4. 年金の給付水準の決定

### (1) 過去の賃金の再評価と物価スライド制の導入 (1973年)

年金の給付水準はどうやって決め、また賃金や物価など経済社会の変動に応じてどのように改定していくのかは、長期に及ぶ高齢期の所得保障制度として最重要の課題であると同時に、保険料負担の水準とも直ちに連動するだけに、難しい問題である。

日本では、戦後の1960年代から1970年代にかけて高度経済成長期に急速に年金の給付水準の引上げが行われたが、これはその時々々の政治経済情勢の中で決定され、ルール化されたものはなかった。

そこで1973年の改正により、厚生年金については5年に一度の財政再計算の際に過去の標準報酬を現在の賃金水準に置き換えて年金額を引き上げる再評価制度(=賃金スライド制)と、その間は毎年の物価水準の変動に応じて年金額をスライドさせる物価スライド制により年金の実質価値(=購買力)を維持するという、画期的な制度が導入された。また、国民年金についても、財政再計算の時期ごとに国民の基礎的消費支出の動向に応じた改正とその間の物価スライド制が合わせて導入された。

この制度は、奇しくも同じ年の秋に発生したオイル・ショック(石油危機)による狂乱物価の中で、前年の消費者物価指数の上昇に合わせて1974年には16.1%、翌1975年には21.8%の年金額の引上げを行い、年金の実質価値を維持する上で絶大な効果を発揮して高齢者の生活を守った。

## (2) 手取り賃金スライド制への変更 (1994年)

1973年の改正により年金の実質価値は飛躍的に上昇したが、同年に発生したオイル・ショックを契機として日本経済の高度経済成長は終焉を迎え、低成長、ゼロ成長となった。その一方で急速に進む高齢化の進行と年金制度の成熟化に伴う加入期間の長期化と年金水準の上昇、国の財政赤字など、年金財政は急速に厳しさを増し、保険料の引上げによる現役世代の負担増とバランスを取って年金水準の抑制を図っていくことが急務となってきた。

その一環として、1994年の改正では、すでに学んだように厚生年金の支給開始年齢の引上げが開始され、また、在職老齢年金の改正も行われたが、現役世代と年金受給者のバランスを取るために、賃金スライドは現役世代の総（グロス）賃金の上昇比率を用いず、現役世代がここから税と社会保険料を負担しているため、これを差し引いた名目手取り賃金の上昇率を用いてスライドさせることとし、現役世代に比べて過度に年金水準が上昇するのを是正した。

## (3) 新規裁定は賃金スライド、その後は物価スライドのみへ (2000年)

1980年代以降の年金制度改正は、基本的に少子高齢化がますます進行する一方で経済や賃金水準が低迷する中で、年金水準の抑制が進められてきたが、それでも年金財政の厳しさは増す一方だった。このため、2000年の改正では、厚生年金についてさらに給付水準を5%引き下げるとともに、将来的な保険料負担の上昇を抑制するために、厚生年金について、65歳になったときの新規裁定においては過去の賃金の名目手取り賃金水準による再評価を行うが、その後は、物価の上昇に応じて物価スライドのみを保障する方式に変更した。

#### (4) 保険料水準固定方式とマクロ経済スライドの導入(2004年)

その後もなお、財政再計算を実施すると、その前提となる人口予測は前回予測を超える出生率のさらなる低下と平均余命の伸びを示し、年金財政の見通しもより厳しいものとなり、年金制度の持続可能性について批判や不信が増幅していった。

このため、2004年改正では、5年ごとの「財政再計算」のしくみが「財政検証」というしくみに改められ、厚生年金も基礎年金も、毎年の物価と賃金水準の変動に合わせて、新規裁定時は名目手取り賃金変動率で、その後(正確には過去の3年間の変動率を用いる関係で68歳以降)は物価変動率で改正を行う、という方式を採用した。

また、将来の保険料負担の上昇への危惧を払拭して年金制度へのとりわけ若い世代の信頼を確保するため、毎年、保険料率を厚生年金は0.354%ずつ、国民年金は280円(2004年度価格)ずつ引き上げていって、2017年に厚生年金は18.3%、国民年金は16,900円(2004年度価格)の水準で固定し、それ以降は、この保険料水準で収支が賄なえるように、賃金スライド率や物価スライド率から被保険者数の減少と平均余命の伸びに相当する比率を減じた改定率を用いる、というマクロ経済スライド制を導入した。

このように、1980年代以降、少子高齢化の進行や経済の低迷などの背景の下で、年金の給付と負担の水準のあり方をめぐってさまざまな改正が行われてきた。それでも、これからも進む経済社会変動の中で、これをどうバランスさせていくのか、第15章でもう一度検討してみよう。



**演習問題**

---

1. 老齢基礎年金の算定ルールについて説明し、各種の保険料免除期間のある事例を用いて実際に計算してみよう。
2. 老齢厚生年金の算定ルールについて説明し、平均標準報酬（月）額の異なる事例、例えば20万円の場合と40万円の場合を用いて、老齢基礎年金を含めた勤め人夫婦世帯の年金額を計算し、所得再分配の効果を確かめてみよう。
3. 老齢厚生年金の2種類の年金分割について、比較しながらそのねらいや要件、効果の違いを確かめてみよう。

**参考文献**

---

名取勝士監修『よくわかる年金制度のあらまし 平成27年度版』、サンライフ企画、2015年